

「北上川水系河川整備学識者懇談会・~~上流部会・下流部会~~」に関する公開方法 改正案

1. 会議の公開

- (1) 会議、会議資料、議事概要は公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料及び議事概要を非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 議事概要

北上川水系河川整備学識者懇談会・~~上流部会・下流部会~~の議事について、事務局が議事概要を作成するものとする。

3. 公開の方法

- (1) 会議資料及び議事概要は閲覧、インターネットでの掲載等によるものとする。
- (2) 閲覧場所は下記のとおりとする。

国土交通省

岩手河川国道事務所及びその出張所  
(盛岡出張所・水沢出張所・一関出張所)

北上川下流河川事務所及びその出張所  
(大崎出張所・鹿島台出張所・飯野川出張所・米谷出張所・涌谷出張所)

~~胆沢ダム工事事務所~~

北上川ダム統合管理事務所及び支所  
(~~石淵~~胆沢ダム、田瀬ダム、湯田ダム、管理三課(御所ダム))  
鳴子ダム管理所